

Weekly コラム

令和6年4月9日

〒541-0055 大阪市中央区船場中央 2-1

船場センタービル 4号館 4階

船場経済倶楽部

Tel 06-6261-8000

(NPO 法人 SKC 企業振興連盟協議会)

Fax 06-6261-6539

人の輪・衆智・繁栄

活動方針



当団体は、異なる業種の経営者が相集い、力を合わせ、自らの研鑽と親睦を通じて、斬新な経営感覚と新たな販売促進を創造して、メンバー同士でより健全な事業所とその事業所のイメージアップを図り、地域社会に貢献できる事業所となることを目的とする。

「サボリーマン」に 労災適用されず

神奈川県厚木市のパチンコ店の立体駐車場で8月に起きた火災では、100台以上の乗用車が被害にあいました。火災の規模もさることながら、インターネット上で話題を呼んだのが、火災後にSNSに書き込まれた「仕事サボってパチンコしてたら(中略)営業車燃えて詰んだ」というユーザーの投稿。この投稿には約23万件の「いいね」が付き、5万件を超えて拡散されました。

今回の事故では恐らく同じような憂き目にあった「サボリーマン」は一定数いると思われるが、当然ながら業務を放棄してパチンコに興じていた彼らに同情の余地はありません。

もし火災に伴い何らかのけがをしていたとしても、労災のルールには「労働者が就業中に私用(私的行為)を行い、又は業務を逸脱する恣意的行為をしていて、それらが原因となって災害を被った場合」には適用されないと規定されています。それどころか、業務をサボってパチンコをしていたことが服務義務違反に当たるとして、何らかの懲戒処分を受けることは免れられないでしょう。サボりにはリスクが伴うということになります。

ただ営業車の修理費用を給与から一方的に天引きすることは、労働基準法に抵触する恐れが高いため、会社としては気を付けたいところです。



記事の内容に関するお問い合わせは事務局までご連絡ください。

ウィークリーはメールでの配信も行っております。お手数ですが、「メール希望」・「配信停止希望」と件名にご入力の上、

skc-soudan@skc.ne.jp まで空メールをご送信ください。また、FAX ご不要の際は、その旨をお電話にてお申しつけください。